まちづくり基本条例検討委員会 第8回会議概要

1 日時:平成19年2月24日(土)午前9時から11時30分

場所:熊谷市役所302会議室

- 2 次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 (仮称) 熊谷市自治基本条例の検討
 - 4 諸連絡
 - (1) 次回会議について

日時 3月10日(土)午前9時から 場所 熊谷市役所302会議室

5 閉会

- 3 会議の概要
 - (1) 開会

司会 企画課長

(2) あいさつ

山口委員長

前回は前文から第1から第3まで検討しました。本日は第4の議会から検討し、最後まで検討が終わったら、もう一度戻って1から見直します。

(3) (仮称) 熊谷市自治基本条例案概要の検討

委 員 長:第4の市議会から検討を始めます。

第4 市議会

新 委員:(2)として、「議員は市民の代表であることを自覚し、品格の向上 に努めます。」と追加する。

委員長:そういった面も含めて条文を入れますか。

依田委員:議員は市民から選ばれた市民のリーダーである。まちがどうなるか 先見性を持つことが大切である。議員が、市民の要望に対して市民 を説得できるような見識を持つことが大切である。付け加えるとし たらそういったことだと思う。

清水委員:議員個別の見識とかは議員同士の中で倫理規定を定めればよい。今

検討しているのは自治基本条例なのでそういった議員一人ひとりの ことまで入れるのはいかがなものか。

依田委員: まちづくり基本条例だから、資質を高めるとかではなくまちづくり に当たっての議員の責務は規定すべきだと思う。

新 委員:議員が自主的に倫理規定を定めるの を期待してもむり。基本条例だから 規定できる。基本条例の大きな理想、 目標として謳う。

清水委員:この条例で倫理規定を作ると規定しますか。

依田委員: まちを作っていくのに市民、市長、 議員の役割がある。市民から選ばれたリーダーであるという見識が 大切。

飯田委員:ここでは、条文が遠慮がちに書いてある。たとえば「市政の意思決 定機関」といれるとか、情報の公開については「積極的に」や「鋭 意」とか表現したほうがよい。

委 員 長:情報の公開のところは「積極的に」や「鋭意」とか入れますか。

上村委員:市民、議会、執行機関それぞれのバランスがある。まちづくりに向 けてバランスよくまとまって一つのものになっていかないとよろし くない。

高橋委員: 一言一句を問題にするより全体を見て議論しましょう。大事なこと が入っているか確認しながら進めればよいと思う。

飯田委員: 先ほどの意見は、「積極的」が議員の責務に入っているのでバランス が良くないので発言したものである。

委員長:全体の流れを考えながらいきましょう。文言で気になることがあったら提案しておいて後で見直しましょう。

小谷野委員: ここでは議会に全て任せていると受け取れる。「主権を有する市民 の代表」とすれば良いと思う。選ばれたからいいというものではな い。

依田委員: バランスから考えても議員の責務が一つしかないのはおかしい。リーダーは、これからのまちづくりに何が必要か、将来を見据えた見識をもつことが必要。

新 委員:「見識」なら今言ったことは含む。「品格」でも良いと思う。もうー つ文言を追加したほうが良い。

小谷野委員:議員の責務は、議員の市民に対する責務だと思う。素早く市民に わかりやすく情報提供するのも責務の一つ。

委員長:情報というのは、議会の責務にもあるが、議員も情報提供しなければならないということでよろしいですか。今までのことは頭の中に入れておいて、先に進みましょう。

第5 執行機関

清水委員:市長の責務で「努めます」とあるが「努めなければならない」とい う文体に全体を変えるのは可能ですか。

原口副参事:「ですます」調を基本としている。その中で表現を考えていきます。

飯田委員:市長の責務(1)に目的語が無い。「市政に」とかすべきである。職員の責務の、「能率的」はどのようにでも解釈できるので、改めて、 迅速かつ公正にと表現すればよい。基本条例としては、内容を確定 しておいたほうが良い。

上村委員:誠実、迅速、公正に。 依田委員:能率より迅速が良い。

清水委員:「市長は」の後に、「行政運営にあたっては」とか目的を入れ次につ ながればよい。

小谷野委員:市長の責務に、一番にこの条例の目的遂行としたほうが良いと思う。そして、この条例を頭に入れて市民の幸せな生活のために、人権や財産を守るなどの行政運営をする。(1)と(2)を入れ替える。

新 委員: 最近、企業では「企業価値」という言葉で表現し事細かに入れない。 私は「住民価値」という言葉を使っている。住民価値を高めるとい うことは、住んでよかった、住んでみたいと思うようなまちである。 まちの価値が上がることである。金融機関が融資するときの担保物 件の評価では、熊谷の価値が下がっている。

委員長:そこで「住民価値」と入れようとするとまた言葉を定義しなければ ならない。

事 務 局:今議論している「住民価値」を高めるは、この条例全体の目的に入るべきものです。ここでは、市長の責務として市民参加、意見の反映等を表現しています。

依田委員:「市民参加の機会を拡充」だけでなく支援もしなくてはならない。市 が、市民活動をサポートするということが必要。

小谷野委員:職員の責務で、当たり前だが「法令順守」が入っていたほうが良い。

高橋委員:いままで検討が進んできたが、市民だけ「役割」が付いている。い かがなものか。

委員 長:議会や執行機関は責務だけだが、市民は権利と責務となっているので役割となっている。

事 務 局: 今の質問は委員長のおっしゃるとおりだが、わかりやすくするため に市民の役割としました。違和感があるのなら市民でも良いと思い ます。

第6 参加及び協働

飯田委員:庁内会議の意見にもあるが「市民による」は削除したほうが良い。 (1)と(2)は順番を入れ替えても良いと思う。(2)の「実施」 と「評価」の間には定義にもあるように「及び」が入る。 2の「附属機関等」は委員の選任ではないかと思う。 4の「コミュニティ」も同様である。

事 務 局:「附属機関等」、「コミュニティ」と 言葉を切っているのは、附属機関等 は、一つの条文だが、「コミュニティ」は条文が二つであるので見出し としてわかりやすく表現したつも りである。



依田委員:「附属機関等」に「公募により選任するよう努める」とあるのは、「公 募により選任し」としたほうが必ず公募委員が入る。

事 務 局:公募の委員を入れられない審議会等があるためこうした表現になっています。

依田委員: 3は、「情報の提供、相談その他必要な措置」だけでは弱いと感じる。 4は、「その活動を守り、育てるように」とある。二つのニュアンス の違いが大きい。自主的なまちづくり活動もコミュニティのように 守り、育てなければならない。

事 務 局:前の議論の中で自主的なまちづくり活動に対して、基金を設けての

支援というものがありました。それをイメージしていますので「その他必要な措置」という表現にしました。

「必要な措置」というと具体的になっているが、「その活動を守り、育てる」はやわらかく広い表現になっています。

飯田委員:「年齢層」とあるが今は「階層」という言葉は使わないのですか。

事 務 局:「年齢層」を「階層」という意見も出ましたが、文言はこれから整理 していきたいと思います。今まで議論されてきたことを出来るだけ 表現したかったので、くどい表現もあります。整理していきます。

第7 市政運営

新 委員:市報は、情報の中に入りますか。

事 務 局:情報には、市報等で皆様に広くお知らせする情報と、情報公開条例 により個別に請求する情報があります。市民の皆様にわかりやすい 方法で情報提供するということです。

新 委員:合併したのだから市報のページ数が増えても良いと思う。市からの お知らせだけでなく、市民参加型の広報紙として市民のコラムなど も良いと思う。

高橋委員:5「意見公募手続」とありますが「手続」が付くのは何か他と違う 理由があるのですか。

事 務 局:制度の名前でして、いわゆるパブリックコメントです。

上村委員:5の意見公募手続は文章が長すぎて理解しづらい。

事務局:文言を整理します。

委員長:1から7まで流れはよろしいですか。

飯田委員: 2にある「市民の権利利益」とは何か。

事務局:権利もあるし利益もある。「権利や利益」という表現にしたほうが良いということでよろしいですか。

委員長:4の応答責任も役所で使う言葉ですか。

事 務 局:見出しを作るに当たって、意見等に速やかに答えるということでこ ういった表現にしました。

小谷野委員:応答は市民の権利の救済ということですか。

事 務 局:そこまでの意味合いは考えていません。

小谷野委員:市民オンブズマン等の苦情処理を制度としてやるということです か。 事 務 局:現状でも意見、苦情等あります。第7は市政運営の章なので市がそれらにこうした対応をしますということです。

清水委員: 7の行政評価は、誰が評価するのですか。

事 務 局:現状では、内部評価です。

清水委員:内部に行政を評価するシステムや委員会がありますか。

事 務 局:現在、総合振興計画を策定しています。こうした計画を進行管理していくことも行政評価と考えています。仕組みづくりはこれからですが、流れとして内部評価で止まっていてはいけないと思います。

小谷野委員:行政評価は、施策の立案、実行、評価のサイクルのうちの一つなので、市政運営の中ではなく別立てとすべきである。市民のほうに行政評価をする権利があると思う。

上村委員:もっと進んで市民も行政評価に参加できるとしたほうが良いと思う。

依田委員:他の計画ですが、環境基本計画のチェックをするときに公募の委員 も入ってチェックしていた。そうした委員会に市民が入っていれば 市民のチェックも済ませたとなる。

清水委員:行政評価に「市民参加の行政評価を実施し」と入れますか。現時点では無理ですか。

原口副参事:議会との関係もある、議会が市民の代表として評価している。監 査委員も評価している。

事 務 局:一つの項目だけ見ていると「市民参加の行政評価」という考えも出てきますが、条例全体を見ると参画ということで施策の立案から実施、評価の各段階に市民が参加するという流れになっております。

委員長:流れは第三者評価に向いているが、ここはこの表現で良いと思う。

事 務 局: ここでは、「成果目標を明確にして」としてあるので、客観的な評価 もしやすくなると思います。この条例をもとに仕組みを作っていき ます。

依田委員:項目の順番が、2の個人情報は5の意見公募手続の後のほうが良い と思います。

上村委員:情報公開と個人情報保護はセットなので続いていていいと思う。段 階を踏んだ上でのパブリックコメントだと思う。

第8 最高規範

第9 条例の見直し

高橋委員:庁内会議の結果にもあるように「安全」とか「人権」も入れたほうが良いと思います。

事 務 局:人権は、憲法の中で基本的人権の尊重がありますのであえてこの条例で規定しなくともその考えに立っているということで入れなくてもよいと考えました。また、安全は、子どもたちが健やかに成長できるまちを作るという目的があります、安全は大前提ですから全体の表現で表せば十分だと思いまして言葉では出しませんでした。しかし、これは委員の皆様に伺っておきたい部分なのですが、憲法に規定されている、基本的人権の尊重、主権在民、戦争を放棄する平和主義を改めて条例に盛り込んでいません。これでよろしいでしょうか。

委員長:憲法にあるが、あえて規定するか。憲法にあるのでこの条例では規 定しないとするか。

小谷野委員:市長の責務の「この条例の目的遂行」の前に「憲法を遵守し」と 入れれば良いと思う。

上村委員:市民である前に日本国民である。

委 員 長:あえて規定しないということにします。休憩を挟んでもう一度1か ら見直します。

一休 憩一

飯田委員:条例は、強制的な要素も含まれるのだから、あまりやわらかい表現 には出来ないと思う。

新 委員:用語の定義などはやわらかい表現でもいいと思う。かといって、同 じ条例の中で文体がばらばらというわけにはいかないと思う。

委 員 長:どちらかに統一する必要はあります。

上村委員: 普通の人にわかってもらいたい。学校の教材にもしたい。お年寄り にも理解していただきたい。

事 務 局:「ですます」調に挑戦しようと思っております。

原口副参事:「ですます」調の条例は、熊谷市にはありませんが、他の市町村に はあります。

委 員 長:他に例があまり無いのなら魁にもなります。「ですます」調に挑戦していただいて結果を見て検討しましょう。

事務局から前回の検討結果をもとに修正した資料が配布されており

ます。この資料によりまして見直しをしていきます。

依田委員: 先ほど、誰が見てもわかりやすくということがありました。目的の 最後の部分が、言い回しが難しいので工夫できないでしょうか。

上村委員: 法律では、「・・・を目的とします。」 とするわけですか。

原口副参事:はい。

清水委員:「附属機関」を定義したほうがわか りやすいと思う。

原口副参事: 附属機関は、執行機関の附属機関で、条例に基づき市長が任命するも

のです。この検討委員会は、正式には附属機関ではありません。熊谷市では30以上の附属機関があります。附属機関等の「等」はこの委員会のような議決を経ていない機関を想定しています。

事 務 局:等をどこまで含めるか、何々実行委員会とか、そこが問題となります。

委員長:用語の定義に入れるという考えで事務局が文案を作ってください。

飯田委員:参画の「各段階」は「各過程」ではないのか。

事 務 局:施策の立案、実施、評価のサイクルを丸に見るか、上下に見るかで表現が変わると思います。

委員長:先ほど「市民の役割」の「の役割」を取ったほうがよいと意見がありました。「市民」としたいと思います。

小谷野委員: 2市民の責務の(3)、「行政サービスに要する経費を応分に負担 する」ということは何を表していますか。

事 務 局:個人が受ける行政サービスに要する費用はご負担いただくという前提です。今、給食費の未払い等も問題になっています。施設を利用するときも使用料がかかりますという受益者負担を表しています。新たに負担が増えるととられると困ります。

清水委員:「経費」を「費用」とすれば良いと思う。

上村委員:行政サービスを全員が享受できるわけではない、享受できる一部の 人が負担する。

原口副参事:お金をいただくのに、条例で定めるものと、実費負担として規則 等で定めるものがあります。この条文は、条例以外のものを指して いると思いますが、この条例が無くてもいただくものはいただいているので、あえて必要かというと必要ないと思う。

委員長:この(3)は、削除します。 本日検討した第4市議会は、先ほどの検討で整理できますか。

事 務 局:内容はそれほど変えなくとも整理できると思います。 議会については、意見を伺い、こういった意見もありましたと伝え たいと思います。また、議会の方からも意見があると思います。

清水委員:ぜひ、議員の倫理規定を設けてほしい。

事 務 局:第5の執行機関は、1市長の責務の(1)と(2)の順番を入れ替えるという意見がありました。2職員の責務では、「能率的」を「迅速に」と表現を改めるという意見がありました。

高橋委員: 職員の責務で「全体の奉仕者」 とありますが表現が古いと思います。

清水委員:全体は、何を表していますか。市民ですか。

事 務 局:地方公務員法での文言をそのまま使っています。言い替えられるか 検討します。全体は、市民だけでなく市全体のことです。

飯田委員:第8最高規範は、「他の条例・・・」の前に「市は」と主語が入らないとおかしい。

委員長:今日の話し合いをもとに、次回修正したものを示していただきたい と思います。

事 務 局:スケジュールの確認。

委員長:3月24日は最終の確認だけとなりますので、次回の会議が重要と なりますのでよろしくお願いします。

(4) 諸連絡

①次回会議について

3月10日(土曜日)午前9時から熊谷市役所302会議室で行います。

(5) 閉会

企画課長